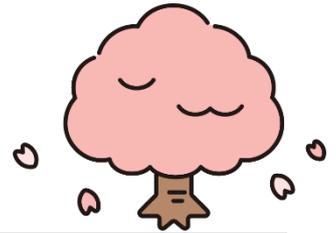


令和8年度

国分寺市学童保育所入所案内

- 学童保育所の入所申請方法や必要書類、学童クラブ費、利用に関わる重要な事項が記載されています。**必ず お読みになってから ご申請ください。**
- 郵送で申請する場合、書類の不備や記入漏れのないよう、十分ご確認ください。



◇ 令和8年度 4月1日 入所申請受付

| 受付方法 | 受付期間 | |
|------|-----------------------------------|---|
| 郵送 | 令和7年10月1日(水)から 令和7年10月31日(金)まで | ※令和7年10月31日までの 消印有効 です。 ※消印が令和7年11月1日以降の場合、 または書類に不備があり期限内に提出がない場合 原則 5月1日入所 となります。 |
| 窓口 | | ※市役所2階入口発券機「R 子ども子育て支援課」 →「学童保育所関係手続き」を発券 |

◇ 令和8年度 5月1日以降 年度途中 入所申請受付

| 受付方法 | 受付期間（ 閉庁日の場合は前日の閉庁日までが締切 ） | |
|------|---|--|
| 郵送 | 一般枠 入所希望月前月の10日まで 障害児枠 | ※ 消印有効 です。 ※消印が受付締切日以降の場合、 または書類に不備があり期限内に提出がない場合 入所希望月での入所となりません。 |
| 窓口 | 入所希望月の前々月末日 <small>※各月の詳しい締切日は《 P.6 参照 》</small> | ※市役所2階入口発券機「R 子ども子育て支援課」 → 「学童保育所関係手続き」を発券 |



《 HP はこちら 》

◆ 問い合わせ先・送付先 ◆

担当 国分寺市 子ども家庭部 子ども子育て支援課
児童館・学童保育係（市役所 2階 R 窓口）
住所 〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
電話番号 042-312-8651 / 8650
HP <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

目次

| | |
|------------------------------|--------|
| 1. 学童保育所とは | - 1 - |
| (1) 学童保育所の種類 | - 1 - |
| (2) 対象となる児童（利用可能な児童） | - 1 - |
| (3) 開所日・閉所日 | - 2 - |
| (4) 開所時間 | - 2 - |
| (5) 利用形態（通年保育・三季休業保育） | - 2 - |
| (6) 学童クラブ費 | - 3 - |
| 2. 令和8年度 4月1日入所受付について | - 4 - |
| (1) 入所申請から利用までのながれ | - 4 - |
| (2) 申請期間など | - 5 - |
| 郵送による受付の場合 | - 5 - |
| 窓口による受付の場合 | - 5 - |
| 不足書類の提出期限 | - 5 - |
| 3. 令和8年度 年度途中の入所申請について | - 6 - |
| 4. 入所の要件と必要書類について | - 7 - |
| 5. 提出書類の注意点 | - 9 - |
| 6. 入所申請の注意点 | - 11 - |
| (1) 申請後の変更や取下げについて | - 11 - |
| (2) 育児休業から復職予定の場合 | - 11 - |
| (3) 国分寺市に転入予定の場合 | - 11 - |
| (4) 障害児枠での入所を希望する場合 | - 12 - |
| 7. 入所審査・結果の通知について | - 12 - |
| 8. 入所説明会について（新規入所者のみ） | - 12 - |

| | |
|--------------------------------|--------|
| 9. 学童保育所施設一覧 | - 13 - |
| (1) 公設公営・公設民営学童保育所 | - 13 - |
| (2) 民設民営学童保育所 | - 14 - |
| 10. 学童保育所マップ | - 15 - |
| 11. 入所後の変更・休所・退所などの手続き方法 | - 16 - |
| 12. 民設民営学童保育所について | - 17 - |
| 13. 新入所児童の保護者の方にお伝えしたいこと | - 21 - |
| 14. よくある質問 | - 23 - |
| ☆ 放課後の居場所について | - 25 - |
| ① ランドセル来館（児童館） | - 25 - |
| ② 児童館 | - 26 - |
| ③ 放課後子どもプラン（小学校内） | - 26 - |
| ④ 市プレイステーション（冒険遊び場） | - 27 - |
| ⑤ こくぶんじ青空ひろば事業（公園内） | - 27 - |
| ☆ 病児・病後児保育のご案内 | - 28 - |

児童館事業「ランドセル来館（無料）」もあります！
 学校帰りに直接児童館へ行ることができます。（P.25 参照）



| |
|-----------------|
| 目次 |
| 概要 |
| 4月入所 |
| 年度途中入所 |
| 入所申請書類 |
| 入所取下げ |
| 転入者 |
| 障害児枠 |
| 入所決定 入所説明会 |
| 施設一覧 |
| 入所後の変更 休所・退所 |
| 民設民営 |
| FAQ |
| ほかの居場所 |

1. 学童保育所とは

学童保育所は、保護者が就労・疾病などの理由により、昼間適切な監護を受けられない児童を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

(1) 学童保育所の種類

| | |
|------|---------------------|
| 公設公営 | 市が設置、市が運営 |
| 公設民営 | 市が設置、指定管理者に運営委託 |
| 民設民営 | 民間事業者が市の補助を受けて設置・運営 |



(2) 対象となる児童（利用可能な児童）

| | |
|------|---|
| 一般枠 | 小学1年生 から 小学3年生まで ☞ 定員に余裕のある一部の民設民営学童保育所では、試行的に小学4年生を受入 |
| 障害児枠 | 小学1年生 から 中学3年生まで 《 中学生は一部の施設でのみ受入 P.13 参照 》 |

一般枠 の場合

つぎの すべての 条件に該当する必要があります。

- ① 国分寺市内に住所を有する**小学1年生から小学3年生**の児童であること
☞ 国分寺市へ転入予定の児童も申請できます。《 P.11 参照 》
- ② 保護者の就労・疾病その他の理由（※）により 昼間適切な監護を受けられない児童であること
※ 保護者のいずれもが P.7～8 の入所要件を満たしていること
- ③ 集団生活をおこなうことができる児童であること

障害児枠 の場合

つぎの すべての 条件に該当する必要があります。

- ① 国分寺市内に住所を有する**小学1年生から中学3年生**の児童で次のいずれかに該当すること
 - 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳が交付されている児童
 - 都立特別支援学校に就学する児童
 - 特別支援学級に就学する児童
 - 発達障害のある児童で学童保育所での保育において特別な配慮が必要とされた児童
(医師の診断書またはそれに相当する書類より確認できる場合)
☞ 国分寺市へ転入予定の児童も申請できます。《 P.11 参照 》
- ② 保護者の就労・疾病その他の理由（※）により昼間適切な監護を受けられない児童であること
※ 保護者のいずれもが P.7～8 の入所要件を満たしていること
- ③ ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること
- ④ 一人で通所できるか、保護者 または それに代わる者が送迎できること

該当する方は障害児枠でご申請ください。
職員がそばで見守る（加配）などの
お子さんにあつた保育ができます！

(3) 開所日・閉所日

| | |
|-----|---|
| 開所日 | 月曜日 から 土曜日 |
| 閉所日 | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 年未年始（12月29日から翌年の1月3日までの日） 市長が特に必要と認めた臨時休所日 |

(4) 開所時間

| | | 開所時間 | |
|------------------------------|---------|--------|---|
| 月曜日から金曜日 | 学校下校時から | 午後7時まで |  |
| 土曜日 | 午前8時から | | |
| 三季（春・夏・冬）学校休業日 振替による学校休業日 | | | |

📖 P.7～8の入所要件を満たしていることが書類で確認できる曜日・時間帯のみ、お預かり可能です。

(5) 利用形態

どちらかを選んでご申請ください。入所後も途中で変更できます。《 P.16 参照 》

| | |
|--------|-------------------------------|
| 通年保育 | 年間を通しての利用 |
| 三季休業保育 | 学校の長期休業期間（三季：春休み、夏休み、冬休み）のみ利用 |

📖 三季休業保育 注意点

- 申込方法 学童保育所入所申請書「利用形態」→「三季休業保育」にチェック
- 入所要件 就労要件では、通年保育と異なる勤務条件となります。
出産要件・求職要件での入所はできません。《 P.7 参照 》
- 利用できる日 長期休業期間中 + 長期休業前後の**学校給食が提供されない期間**
- 学童クラブ費 **4月・8月・1月の3か月分**のみ納入（支払い）
- 学童クラブ費減免を伴う休所
 - ・ 休業期間単位でのみ《 P.16 参照 》
 - 夏休みを休所 → 7月中旬～8月末の期間を休所 ◎
 - 冬休みを休所 → 12月下旬～1月初旬の期間を休所 ◎
 - 春休みを休所 → 【 継続児童 】 3月下旬～4月上旬の期間を休所 ◎
 - 【 4月新規入所児童 】 4月上旬を休所 ◎
 - ・ 月単位での休所はできません。
 - 例) 7月は利用し、8月は利用予定が無い → クラブ費の減免不可 ×

(6) 学童クラブ費（おやつ代は学童クラブ費のなかに含む）

| 区分 | | 月額 | |
|------------------------------------|--------------|----------|------------|
| | | 学童在籍 第1子 | 学童在籍 第2子以降 |
| 生活保護世帯 | | 0円 | 0円 |
| 前年度の市町村民税 非課税世帯 | | 0円 | 0円 |
| 世帯員それぞれの 前年度市町村民税の 課税標準額の合算額 | 1,500,000円未満 | 2,500円 | 2,000円 |
| | 3,000,000円未満 | 3,500円 | 2,500円 |
| | 5,000,000円未満 | 5,500円 | 3,500円 |
| | 5,000,000円以上 | 7,500円 | 4,500円 |

☞ 令和7年1月1日に日本国内に住所を有しなかった世帯員

別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額となります。《 P.8 参照 》

☞ 学童クラブ費未決定者について

課税証明書等の書類未提出・税未申告等により、国分寺市で課税標準額が確認できない場合、学童クラブ費は自動的に7,500円となりますので予めご了承ください。年度内に課税標準額が確認できた場合は、上記表に基づいた学童クラブ費を算定し、差額が生じた場合は返金いたします。

☞ 所得税の計算について

国分寺市では、平成22年度税制改正において廃止となった「年少扶養控除」と「16歳から18歳までの特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分」について、所得税が増額されることによる学童クラブ費への影響がないように存続しているものとして再計算します。16歳から18歳までの扶養控除対象者がいる場合は、個別に子ども子育て支援課までご相談ください。

① 納入（支払い）方法

口座振替（原則）

振替日 : 毎月末日（末日が金融機関の休業日に当たる場合には、その翌営業日）

登録方法 : ① 入所申請後、市から届く入所承認通知書同封の **口座振替依頼書** を記入

② 振替を希望する **金融機関の窓口** へ持参・申込

☞ 金融機関から市に口座情報が届くまで日数を要するため、市での口座登録処理が完了するまでは、納入通知書(納付書)でのお支払いとなります。また、金融機関へ口座振替の申込みをしていない場合、残高不足により口座振替ができない場合などは、郵送で納入通知書(納付書)をお送りします。

② 学童クラブ費減免

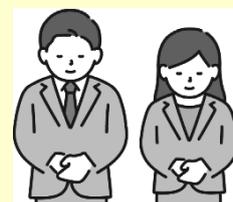
月の全日数（三季休業保育の場合：休業期間の全日数）を休所する場合、**事前に**休所の手続きをおこなった月分のみ学童クラブ費が免除となります。《 P.16 参照 》

～ 学童クラブ費（利用料） についての大切なお願い ～

☞ **必ず納期限内に支払い**をしてください。

☞ 未納分がある方は、**必ず未納分を支払ってからご申請**ください。

未納の状態でご申請があった場合は、審査をする前に市から個別でご連絡をします。

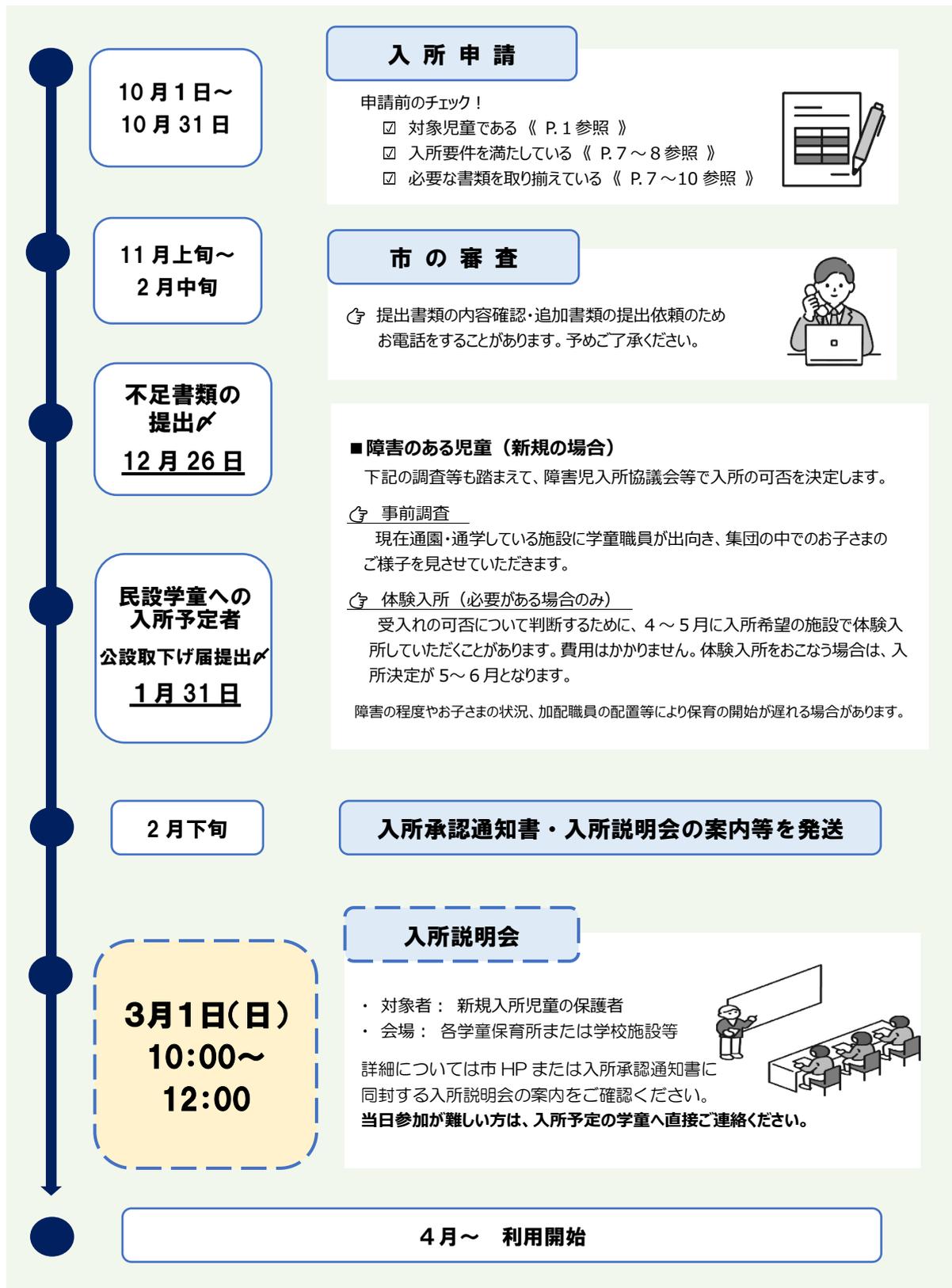


2. 令和8年度 4月1日入所受付について

学童保育所の入所の承認期間は年度ごとのため、毎年度申請が必要です。

現在、学童保育所を利用中の方も、令和8年4月以降も継続して利用を希望する場合は、必ず入所申請受付期間内にご提出ください。（自動継続はありません。）

(1) 入所申請から利用までのながれ



目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

転入者

障害児枠

入所説明会

施設一覧

入所後の変更
休所・退所

民設民営

FAQ

ほかの居場所
放課後の

(2) 申請期間など

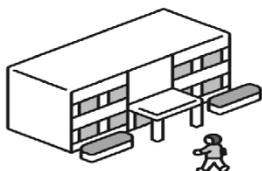


郵送 による受付の場合

| | |
|-------|---|
| 受付期間 | 令和7年10月1日(水)～10月31日(金) ※消印有効 |
| 書類提出先 | 〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 児童館・学童保育係 宛 |

📌 注意点

- 消印が令和7年11月1日以降の申請書は、施設に空きがない場合は**5月1日入所**となります。
- 書類不備や記入漏れに十分ご確認ください。不備がある場合は申請書記載の電話番号にご連絡します。
書類に不備・不足がある場合は、すべての書類が揃った時点で受付完了となります。早急にご提出ください。
連絡が繋がらない、不足書類の提出が確認できない場合は、4月1日入所不可となる可能性があります。
- 郵送料は申請者負担です。重さにより郵送料が異なりますので料金不足で不着とならないようご注意ください。
- 電話・窓口等による書類の到達確認はお答えできません。到達確認を希望する場合は、特定記録郵便やレターパックなど、ご自身で到着が確認できる方法をおすすめいたします。
- 郵便事故等の理由で届かなかった場合、市としては責任を負いかねますのでご了承ください。
- 受付期間前に郵送された場合であっても、審査は受付期間の開始日からとなります。



窓口 による受付の場合

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和7年10月1日(水)～10月31日(金) ※土日祝日：受付不可 |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時00分まで ※午前12時00分～午後1時00分は職員1名対応のため、お待たせする場合がございます。予めご了承ください。 |
| 受付場所 | 〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所2階 R窓口 子ども子育て支援課 ※2階入口発券機にて「R 子ども子育て支援課」→「学童保育所関係手続き」を発券してください。 |

- 📌 注意点：10月31日(金)午後5時以降に提出された申請書は、施設に空きがない場合は**5月1日入所**となります。
受付期間前に窓口にご持参された場合であっても、審査は受付期間の開始日からとなります。

不足書類の提出期限

| | |
|------|---|
| 提出期限 | 令和7年12月26日(金)まで |
| 提出方法 | 以下のいずれかの方法でご提出ください。 ① 電子フォームから提出 ② 市役所窓口持参 または 市役所宛てに郵送 |



《 ↑電子提出はこちら ↓ 》

3. 令和8年度 年度途中の入所申請について

(1) 受付期間など

① 通年保育入所を希望する場合 ☞ 入所日は原則として月の初日のみ

| 入所月 | 申請期限 | 一般枠 入所希望月前月の10日まで | 障害児枠 入所希望月の前々月末日まで |
|---------|------|-------------------|--------------------|
| 5月1日入所 | | 令和8年4月10日(金) | 令和8年3月31日(火) |
| 6月1日入所 | | 令和8年5月8日(金) | 令和8年4月30日(木) |
| 7月1日入所 | | 令和8年6月10日(水) | 令和8年5月29日(金) |
| 8月1日入所 | | 令和8年7月10日(金) | 令和8年6月30日(火) |
| 9月1日入所 | | 令和8年8月10日(月) | 令和8年7月31日(金) |
| 10月1日入所 | | 令和8年9月10日(木) | 令和8年8月31日(月) |
| 11月1日入所 | | 令和8年10月9日(金) | 令和8年9月30日(水) |
| 12月1日入所 | | 令和8年11月10日(火) | 令和8年10月30日(金) |
| 1月1日入所 | | 令和8年12月10日(木) | 令和8年11月30日(月) |
| 2月1日入所 | | 令和9年1月8日(金) | 令和8年12月28日(月) |
| 3月1日入所 | | 令和9年2月10日(水) | 令和9年1月29日(金) |

② 三季休業保育入所を希望する場合 ☞ 学校によって入所時期は異なります。

| 入所月(入所時期) | 申請期限 | 一般枠 入所希望日が属する月の前月20日まで | 障害児枠 入所希望月が属する月の前々月末日 |
|---------------|------------|------------------------|-----------------------|
| 夏休み入所 (7月中旬) | | 令和8年6月19日(金) | 令和8年5月29日(金) |
| 冬休み入所 (12月下旬) | | 令和8年11月20日(金) | 令和8年10月30日(金) |
| 春休み入所 | (令和8年3月中旬) | 令和8年度4月入所受付期間(※) | |
| | (令和9年3月中旬) | 令和9年度4月入所受付期間(※) | |

※ 春休み入所希望の方は、次年度4月の在籍にも関わるため、必ず指定の4月入所受付期間にご申請ください。

☞ 閉庁日の場合は前日の閉庁日が締切です。

☞ 障害児枠の場合、事前調査等の入所の審査に一定の期間を要するため、申請時期が異なります。障害の程度や児童の状況、加配職員の配置等により、期限内にご申請いただいた場合であっても、保育の開始が遅れることがありますので予めご了承ください。

(2) 受付場所

| 受付方法 | 送付場所・受付場所 | |
|------|---|--|
| 郵送 | 〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市子ども家庭部子ども子育て支援課 児童館・学童保育係 宛 | ※消印有効です。 ※消印が受付期間以降の場合、または書類に不備があり期限内に提出がない場合入所希望月での入所となりません。 |
| 窓口 | 国分寺市役所2階R窓口 子ども子育て支援課 時間：午前8時30分 から 午後5時00分まで ※ 午前12時00分～午後1時00分は職員1名対応のためお待たせする場合がございます。予めご了承ください。 | |

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

転入者

障害児枠

入所説明会

施設一覧

入所後の変更
休所・退所

民設民営

FAQ

ほかの居場所

4. 入所の要件と必要書類について

P.9の「5. 提出書類の注意点」を必ずお読みください。



| 全員が提出する書類 | | ★は市様式 HP からのダウンロード↑ |
|--------------------------|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 学童保育所入所申請書 ★ | 児童 1 人につき 1 枚必要です。裏面もご記入ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 入所要件を証明する書類 (下記の表を参照) | 保護者全員分必要です。 きょうだい児がいる場合は保護者 1 人につき 1 枚のみご提出ください。 |

| 要件 | 内容 | 提出書類 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------|----------|-----------|----------|---|-----------|--------|--|----------|----------|----------|---|
| 就労 | <p>以下の要件をすべて満たす場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>1 年生</th> <th>2 年生以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 勤務日数</td> <td colspan="2">月 12 日以上</td> </tr> <tr> <td>② 日中の勤務時間</td> <td colspan="2">4 時間以上</td> </tr> <tr> <td>③ 勤務終了時刻</td> <td>午後 3 時以降</td> <td>午後 4 時以降</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 原則日曜日は勤務日数に含まれません ☞ 「②日中の勤務時間」が4時間以上ある場合は、「③勤務終了時刻」に通勤時間を含めます ☞ 在籍期間中に産前産後休暇を取得する場合は、出産要件への変更手続きをしてください ☞ 育児休業を取得した場合は退所となります | 学年 | 1 年生 | 2 年生以上 | ① 勤務日数 | 月 12 日以上 | | ② 日中の勤務時間 | 4 時間以上 | | ③ 勤務終了時刻 | 午後 3 時以降 | 午後 4 時以降 | <p>◎外勤の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 勤務証明書★ (勤務先が記入) <input type="checkbox"/> 直近 3 か月の勤務実績 (勤務日・勤務時間)がわかる書類(*) <p>*勤務日の曜日が不規則かつ 週 3 日/月 12～15 日の方のみ</p> |
| | 学年 | 1 年生 | 2 年生以上 | | | | | | | | | | | |
| ① 勤務日数 | 月 12 日以上 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 日中の勤務時間 | 4 時間以上 | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 勤務終了時刻 | 午後 3 時以降 | 午後 4 時以降 | | | | | | | | | | | | |
| <p>以下の要件をすべて満たす場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>全学年共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 勤務日数</td> <td>月 12 日以上</td> </tr> <tr> <td>② 日中の勤務時間</td> <td>4 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 原則日曜日は勤務日数に含まれません ☞ 育児休業を取得した場合は退所となります | 学年 | 全学年共通 | ① 勤務日数 | 月 12 日以上 | ② 日中の勤務時間 | 4 時間以上 | <p>◎自営業・個人事業主・親族経営事業での就労等の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 勤務証明書★ (本人または親族会社担当者が記入) <input type="checkbox"/> 自営業・個人事業主の証明書類 <input type="checkbox"/> スケジュール表★ | | | | | | | |
| 学年 | 全学年共通 | | | | | | | | | | | | | |
| ① 勤務日数 | 月 12 日以上 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 日中の勤務時間 | 4 時間以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 出産 | <p>出産のため保育をすることができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入所期間：出産予定月をはさんで前後各 2 か月、最大計 5 か月間 ☞ 在籍中に育児休業を取得した場合は、家庭保育にご協力ください ☞ 三季休業保育での入所不可です | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申立書★ <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し | | | | | | | | | | | | |
| 疾病 | <p>負傷・疾病により日常の保育が困難であると医師が認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入所期間：医師の診断書より、学童保育所の利用が必要であると判断する期間（おおむね 1 か月以上） | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師の診断書★ | | | | | | | | | | | | |
| 心身障害 | <p>各種障害者手帳のいずれかを所持している場合</p> <p>身体障害者手帳 1 級～4 級 愛の手帳 1 度～4 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級</p> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳の写し | | | | | | | | | | | | |
| 看護介護 | <p>疾病、その他障害を有している家族の看護・介護に当たっている場合</p> <p>※ 日数・時間は就労要件（通年保育）に準ずる</p> <p>例）自宅で常時介護をしている、通院・通所などへの付添いを必要とする</p> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> スケジュール表★ <input type="checkbox"/> 申立書★ <input type="checkbox"/> 看護・介護の必要があることの証明書類 | | | | | | | | | | | | |

| 要件 | 内容 | 提出書類 ★：市様式 |
|----|--|--|
| 就学 | 就労技能習得などのために在学する場合 ※日数・時間は就労要件（通年保育）に準ずる | <input type="checkbox"/> 在学証明書★ <input type="checkbox"/> 時間割★ <input type="checkbox"/> 通学経路・通学時間申出書★ |
| 求職 | ひとり親家庭 で求職中の場合、または学童在籍中に退職するなどの理由で求職活動をする場合 ※ 日数・時間は就労要件（通年保育）に準ずる ● 入所期間：年度中に1回、入所要件消滅日が属する月の翌月から3か月間 ☞ 入所申請は、ひとり親家庭以外は不可です ☞ 三季休業保育での入所不可です ☞ 入所承認期間中に就労を開始しない場合、退所となります | <input type="checkbox"/> 申立書★ <input type="checkbox"/> 求職活動をおこなっていることがわかる書類 |
| 特例 | 天災等特別な事情により保育が必要な場合 | <input type="checkbox"/> 罹災証明書など |

- ☞ 在籍中に入所要件の消滅、育児休業を取得した場合は退所の手続きが必要です。
- ☞ すべての保護者が入所日・在籍期間中において、入所要件のいずれかに該当する必要があります。



必要な方が提出する書類 ★は市様式 HPからのダウンロード ↑

| | | |
|--------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> | 必要書類のチェックリスト★ | 郵送申請者のみ |
| <input type="checkbox"/> | 障害者手帳などの写し 例) 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証、医師の診断書（入所申込日の3ヶ月以内作成） | 障害児枠申請児童のうち 新規申請児童：全員 継続申請児童：新小学4年生・新中学1年生(全員)または前年度から状況に変更があった方 |
| <input type="checkbox"/> | 障害に関する調査票★ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児枠申請児童（全員） ・ 一般枠申請のうち配慮を要する児童 |
| <input type="checkbox"/> | 転入の申立書★ ※市様式の申立書「2.転入について」を記入 | 申請時点で国分寺市外在住で、国分寺市へ転入予定の方 |
| <input type="checkbox"/> | 学童クラブ費算定に必要な書類 （下記の表のもの） | 令和7年1月1日時点で、国分寺市に住民票がなかった方または生活保護世帯の方 |

| | 状況 | 提出する書類 |
|--------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 令和7年1月1日時点で国分寺市に住民票がない方 ☞ 保護者全員の書類必須 ☞ 源泉徴収票不可 | <ul style="list-style-type: none"> ● 課税の方 令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入に係る令和7年度課税標準額・市民税の所得割額・均等割額がわかる書類（コピー可） ・ 令和7年度市(区町村)・都(県)民税課税証明書 or 特別徴収税額通知書 ● 非課税の方 ・ 令和7年度市(区町村)・都(県)民税非課税証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 令和7年1月1日時点で日本国内に住所を有しなかった方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海外在住時に収入があった方 令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入を証明できる書類 ・ 勤務先作成の「給与支払証明書」「源泉徴収票」など ● 海外在住時に収入がなかった方 ・ 収入がなかった旨を記載した市様式の申立書（記入例参照） |
| <input type="checkbox"/> | 生活保護世帯の方 | 生活保護受給証明書（生活福祉課で交付を受けてください） |

- 目次
- 概要
- 4月入所
- 年度途中入所
- 入所申請書類
- 入所取下げ
- 転入者
- 障害児枠
- 入所決定
- 施設一覧
- 入所後の変更
- 民設民営
- FAQ
- ほかの居場所

5. 提出書類の注意点

📄 書類の有効期限

入所希望月の初日から3か月以内（令和8年4月入所申請の場合：令和7年9月1日以降）
入所日以前に有効期限が切れる書類を提出した場合は、更新後に再提出が必要です。

📄 複数の入所要件をあわせて利用する方

複数要件のそれぞれに必要な書類をすべてご提出ください。

📄 申請時点で提出が間に合わない書類がある方

市様式の「**④ 申立書**」の「7.不足書類について」に必要事項を記入し、ご提出ください。

【 不足書類の提出期限 】

4月入所の場合：令和7年12月26日（金）まで

年度途中入所の場合：入所日まで



《 電子提出はこちら 》

① 勤務証明書

- 以下の**いずれか**の様式でご提出ください。（いずれも市HPからダウンロード可・押印不要）
 - ・ 国分寺市 様式「**勤務証明書**」
 - ・ 国 標準様式「**就労証明書**」
- ※ 国分寺市保育幼稚園課宛ての**保育園入園用の「就労証明書」**のコピーでも可
- 記載内容に不明点等がある場合は、勤務先等に内容確認をすることがあります。予めご了承ください。

| | |
|--------------------|---|
| 育児休業等から復職予定の方 | 復職日の記載が必要です。《 詳しくは P.11 参照 》 |
| 育児短時間勤務等を取得している方 | 契約上の勤務時間と実際の勤務時間（時短取得後）が異なる場合 → 該当箇所にその旨明記された勤務証明書等をご提出ください。 （入所要件は <u>契約上の勤務時間</u> で審査します。） |
| 採用予定・内定をもらっている方 | 入所申請： 予定勤務状況が記載された勤務証明書等をご提出ください。 採用後： 勤務開始後の新しい勤務証明書等をご提出ください。 * 学童の入所日までに、必ず勤務を開始してください。 * 勤務を開始できない場合や内定取消となった場合は、入所取下げをしてください。 |
| 雇用契約の更新予定が 無/未定 の方 | 更新後に勤務証明書を再度ご提出ください。 |

② 自営業・個人事業主の証明書類

- 自営業や個人事業主の方
営業許可証・登記事項証明書・開業届・業務委託契約書・職業欄が記載されている確定申告書類の写しなど、事業をおこなっていることが確認できるものを添付してください。
- 上記の証明書類をお持ちでない方
請負契約書、納品書、請求書、取引条件や報酬が記載された書面の写しなど、業務をおこなっていることが確認できるものを添付してください。

③ スケジュール表

- ひな形をご使用ください。不規則の場合は、代表的な1週間のスケジュールをご記入ください。

④ 申立書

- 市様式をご使用ください。不足書類 および 申立内容がある場合は必ずご提出ください。

⑤ 母子健康手帳の写し

- ①・②の写しをご提出ください。（カッコ内は 国分寺市発行の母子健康手帳の場合）
① 保護者名記載のページ（表紙） ② 出産予定日記載のページ（P4・5）

⑥ 医師の診断書

- ひな形をご使用ください。
- ひな形以外の任意の診断書をご使用される場合は、必ず ①～⑤ についての記載が必要です。
① 患者氏名 ② 診断名 ③ 病状経過等 ④ 現状と今後の見込み ⑤ **学童保育所利用の必要性**

⑦ 各種障害者手帳の写し

- ①～③がわかるようにご提出ください。
① 氏名 ② 手帳の種類 ③ 等級や区分
- 入所申込日前に有効期限を過ぎている場合は、障害要件での入所を認められない場合があります。最新のものをご提出ください。入所日前に有効期限が切れる場合は、更新後すぐにご提出ください。

⑧ 看護・介護の必要があることの証明書類

- 対象者の『医師の診断書』、『介護保険被保険者証の写し』または『障害支援区分認定通知書の写し』のいずれか一つを添付してください。
- 診断書には必ず ①～⑤ についての記載が必要です。
① 患者氏名 ② 診断名 ③ 病状経過等 ④ 現状と今後の見込み ⑤ **看護・介護の必要性**

⑨ 在学証明書

- ひな型以外の任意の在学証明書を使用する場合は、必ず在籍学校が発行したもので、①～⑤についての記載が必要です。記載がない場合は、別途確認できる書類（学生証など）の提出が必要です。
① 生徒氏名 ② 在籍学部（在籍学部がない場合は、所属や専攻している分野）
③ 学年 ④ 入学日 ⑤ 卒業予定日

⑩ 通学経路・通学時間申出書

- ひな形をご使用ください。
- 就学要件の方のみご提出ください。（就労要件の方は提出不要）

⑪ 求職活動をおこなっていることがわかる書類

- 求職活動者の氏名が明記された「ハローワーク受付票」「就職支援サイトの登録画面」の写しなど求職活動をおこなっていることがわかる書類をご提出ください。

6. 入所申請の注意点

(1) 申請後の変更や取下げについて

☞ 申請後に申請内容に変更があった場合は、速やかに子ども子育て支援課までご連絡ください。
入所後に入所要件に関わるような状況変更が判明した際は、即時退所となる場合があります。

☞ 以下に当てはまる場合は、**入所日より前に速やかに「入所申請取下げ届」**をご提出ください。
(入所日時時点で取下げがない場合は、取り下げるまで学童クラブ費の支払い対象となります。)

- 民設民営学童保育所に入所を決めた場合
- 育児休業を入所月の翌月以降に延長する場合
- 国分寺市外へ転出、保護者の退職などにより**入所要件を満たさなくなった場合** など



《 電子申請はこちら 》

(2) 育児休業から復職予定の場合

| 復職日 | 入所日 | 申請の取下げが必要な方(※) |
|--------|-----------------|---------------------|
| 4月中 | 4月1日入所申請可能 | 復職日が5月1日以降に変更となった |
| 5月1日以降 | 復職日が属する月以降の入所申請 | 復職日が入所月の翌月以降に変更となった |

※ ごきょうだいが保育園等に入れず育休を延長する方

→ 保育園等への入園が決まったタイミングで学童入所を希望する場合は、取下げ届にその旨ご記入ください。

※ 復職日までの育休期間中はなるべく家庭保育にご協力ください。

☞ 勤務証明書について

- ・ 必ず**復職日**が記載されたものをご提出ください。
- ・ 会社の制度の都合などにより、勤務証明書に記載された復職日が実際に予定している復職日ではなく、「入所希望月の翌月以降」の日付である場合（例 4月1日入所希望者の復職日が5月1日以降と記載）
→入所希望月中に復職する旨、**申立書**にご記入の上、必ずご提出ください。（記入例参照）

(3) 国分寺市に転入予定の場合

申請時点では国分寺市外在住の方も、国分寺市に転入が決定している場合は入所の申請ができます。

申請期間は市内在住者と同じ期間です。《 P.4～6 参照 》

☞ **入所日時時点で国分寺市民**である必要があります。**必ず入所日までに転入の手続**を済ませてください。

☞ 【入所申請書】保護者住所欄は、申請時点でお住まいの住所をご記入ください。

通勤時間は転入後の国分寺市内のお住まいからの通勤時間をご記入ください。

【勤務証明書】住所は転入前・後どちらの住所でも構いません。

☞ 市様式の申立書「2.転入について」にご記入の上、ご提出ください。

☞ 学童クラブ費の算定に「令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入に係る令和7年度課税標準額・市民税の所得割額・均等割額がわかる書類」の提出が必要です。

事前にご準備ください。《 P.8 参照 》

☞ 転入先住所（国分寺市内）が決まっていない場合は、申請できません。

(4) 障害児枠での入所を希望する場合

対象児童に該当する児童は障害児枠でご申請ください。《 P.1 参照 》

入所希望学童保育所を 第1希望～第3希望 まで必ずお選びください。《 P.13 参照 》

【申請から入所までの流れ】

| | 日程 | 備考 |
|--------------------------|--|--|
| 1.申請 | 4月入所：令和7年10月31日まで 年度途中入所：入所希望月の前々月末日まで《 P.6 》 | 【必要書類】《 P.7～10 参照 》 <input type="checkbox"/> 申請書類一式 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し <input type="checkbox"/> 障害に関する調査票 |
| 2.事前調査 | 4月入所：同年1月頃予定 年度途中入所：随時実施 | 現在通園・通学している施設へ学童職員が出向き、集団でのご様子を見させていただきます。 |
| 3.入所協議会 | 4月入所：同年2月頃予定 年度途中入所：随時実施 | 障害の程度や児童の状況から入所の可否・加配職員の配置等を決定します。児童の状況により保育の開始が遅れる場合があります。 |
| (体験入所) | 4月入所：同年4～5月頃予定 年度途中入所：随時実施 | 入所希望施設で体験入所します。 (必要な場合のみ) |
| 4.入所承認 →入所説明会 個別面談 | 下記「7.入所審査・結果の通知」参照 | 各施設にて入所説明会を実施します。 入所日までに必ずお受けください。 |
| 5.保育開始 | 原則入所希望日（職員体制などの理由により保育開始が遅れる場合があります） | |

7. 入所審査・結果の通知について

提出された申請書について、入所要件の審査を行い、「入所承認通知書」にて入所承認の可否を決定します。

入所承認通知書 送付時期 4月1日入所 ； 同年2月下旬頃
5月1日以降入所 ； 入所日の15日前頃

8. 入所説明会について（新規入所者のみ）

| | |
|----------|--|
| 4月1日入所 | 令和8年3月1日（日）10:00～12:00 ☞ 詳細は、市HPまたは入所承認通知書に同封する案内をご確認ください。 ☞ 当日参加が難しい方は直接入所予定学童保育所へご連絡ください。 |
| 5月1日以降入所 | 入所日までに随時、学童職員から電話連絡をいたします。 日程調整の上、説明会を実施いたします。 |

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

育休者転入者

障害児枠

入所決定入所説明会

施設一覧

入所後の変更・退所

民設民営

FAQ

ほかの居場所
放課後の居場所

9. 学童保育所施設一覧

(1) 公設公営・公設民営学童保育所

㊦：学校から直接児童館に行ける「ランドセル来館」（無料）もあります。

| 主な通学区域 | 施設名 〔学童保育所〕略 | 所在地 (マップ番号) | 所在詳細 | 電話番号 (042) | 定員 | 運営主体 ※1 | 申請書記入方法 | |
|---------|-----------------|--------------------|-----------|---------------|----------|------------|---|----------|
| 一小 ㊦ | 第一東元町 | 東元町 2-1-20 (㉑) | 一小敷地内 | 323-6651 | 41 | ワーカーズ・フーズ | ★ どちらも第1希望にご記入ください。 (以下★同じ ※2) | |
| | 第二東元町 | | | | 16 | | | |
| 二小 ㊦ | 第一光町 | 光町 3-13-19 (㉒) | ひかり児童館併設 | 576-2581 | 60 | 明日葉 | 立地が異なるため、①・②を第1希望・ 第2希望それぞれにご記入ください。 ① 第一光町 ② 第二・第三・第四光町 (★) | |
| | 第二光町 | 光町 3-1-1 (㉓) | | | 二小敷地内 | | | 575-2426 |
| | 第三光町 | 光町 3-1-1 (㉔) | 572-2677 | 30 | | 明日葉 | | |
| | 第四光町 | | | 30 | | | | |
| 三小 | 第一東恋ヶ窪 | 東恋ヶ窪 2-13 (㉕) | 三小敷地内 | 323-3822 | 43 | ワーカーズ・フーズ | ★ | |
| | 第二東恋ヶ窪 | | | | 44 | | | |
| | 第三東恋ヶ窪 | | | | 43 | | | |
| 四小 ㊦ | 第一泉町 | 泉町 3-29-14 (㉖) | いずみ児童館併設 | 322-8849 | 71 | 国分寺市 | ★ | |
| | 第二泉町 | | | | 30 | | | |
| | 第三泉町 | 泉町 2-13-19 (㉗) | | 328-5066 | 32 | 明日葉 | 面積が限られているため、入所できる対象地区(※3)を限定しています。 | |
| 五小 | 第一日吉町 | 日吉町 1-30-1 (㉘) | 五小敷地内 | 324-8100 | 56 | ワーカーズ・フーズ | 立地が異なるため、①・②を第1希望・ 第2希望それぞれにご記入ください。 ① 第一・第二・第三日吉町 (★) ② 第四日吉町 | |
| | 第二日吉町 | 日吉町 1-30-1 (㉙) | | | 327-1200 | | | 35 |
| | 第三日吉町 | | | | | | | 35 |
| | 第四日吉町 | 日吉町 3-29-24 (㉚) | | ※4 | 30 | ※4 | | |
| 六小 ㊦ | 第一新町 | 新町 1-7-2 (㉛) | しんまち児童館併設 | 324-7489 | 61 | こどもの森 | ★ | |
| | 第二新町 | | | | 56 | | | |
| 七小 ㊦ | 第一本多 | 本多 1-7-1 (㉜) | 本多児童館併設 | 322-1140 | 40 | 国分寺市 | 立地が異なるため、①・②を第1希望・ 第2希望それぞれにご記入ください。 ① 第一本多 ② 第二・第三本多 (★) | |
| | 第二本多 | 本多 1-2-1 (㉝) | 七小敷地内 | 322-7333 | 37 | 国分寺市 | | |
| | 第三本多 | | | | 26 | | | |
| 八小 ㊦ | 西町 | 西町 5-18-5 (㉞) | 八小敷地内 | 575-6662 | 45 | こどもの森 | | |
| 九小 | 西恋ヶ窪 | 西恋ヶ窪 4-12-6 (㉟) | 九小敷地内 | 324-7497 | 81 | ワーカーズ・フーズ | | |
| 十小 | 第一戸倉 | 戸倉 3-5 (㊱) | 十小敷地内 | 324-9700 | 53 | こどもの森 | ★ | |
| | 第二戸倉 | | | | 45 | | | |

※1 公設公営（運営主体：国分寺市）以外は、公設民営（指定管理）です。

※2 「★」の施設は、同じ敷地内であるため、便宜上市で登録の振り分けをおこなっています。保護者の希望制ではありませんので、予めご了承ください。

※3 第三泉町学童保育所は、民間マンションの1階部分に設置した施設であり、育成室の広さも限られていることから、入所できる対象地区を限定しています。また、年度途中の入所および他の学童保育所からの転所不可です。

《対象地区》西元町一丁目・三丁目、東元町三丁目・四丁目、泉町一丁目、

泉町二丁目1番、2番、10番、11番、12番、13番（東山道武蔵路より東側）

※4 第四日吉町学童保育所：令和8年4月1日開所予定です。現在運営事業者（指定管理者）の選定を実施しています。

選定結果等は後日市ホームページ等で公表予定です。

㊧ 中学生障害児の受入施設は、児童館併設の4施設（第一光町学童、第一泉町学童、第一新町学童、第一本多学童）のみです。

(2) 民設民営学童保育所

申請窓口は各施設です。**直接施設へご申請ください。**

| 主な通学区域 | 施設名 | 所在地 (マップの番号) | 電話番号 (042) | 定員 | 運営主体 | 紹介 ページ |
|------------|-----------------|------------------------------------|---------------|----|------------|-----------|
| 一 小 | 学童保育じゃんぷ 東元町クラブ | 東元町 2-11-20 メゾンコスモス 101 (1) | 312-0824 | 19 | 子ども支援ホーム | 18 |
| | キッズクラブ・東元町 | 東元町 2-13-14 ドミセフィール 2 1 階 (2) | 401-0771 | 38 | 三楽 | 18 |
| 二 小 | ふじ SUN クラブ | 富士本 3-1-15 (3) | 505-8712 | 45 | ワーカーズコープ | 18 |
| 三 小 | 学童保育所かがやき | 東恋ヶ窪 2-17-2 (4) | 316-8880 | 40 | 浴光会 | 18 |
| 三 小 七 小 | ウイズダムアカデミー国分寺校 | 東恋ヶ窪 1-280-4 (5) | 203-2447 | 45 | ウイズダムアカデミー | 19 |
| 四 小 | colors 西元町学童保育所 | 西元町 2-13-17 (6) | 349-6434 | 45 | アンジェリカ | 19 |
| | キッズクラブ泉町 | 泉町 2-9-3 ハートフルビル西晴 1 F (7) | 329-1160 | 22 | 三楽 | 19 |
| | キッズクラブ泉町第 2 | 泉町 3-33-2 西晴ビル 1-北号室 (8) | 312-2699 | 32 | 三楽 | 19 |
| 七 小 | 国分寺駅北口和みっこクラブ | 本町 3-7-29 (9) | 312-2075 | 45 | ワーカーズコープ | 20 |
| | 学童保育じゃんぷ 本町クラブ | 本町 2-8-6 大澤ビル 2 階 (10) | 349-6306 | 30 | 子ども支援ホーム | 20 |
| 六 小 九 小 | 学童保育じゃんぷ 東戸倉クラブ | 東戸倉 2-10-20 ヒルズガーデン恋ヶ窪 A (11) | 312-0680 | 40 | 子ども支援ホーム | 20 |
| 十 小 | キッズクラブ戸倉 | 戸倉 4-7-45 (12) | 313-9778 | 40 | 三楽 | 20 |

【 申請/入所できる学童保育所 】

(1) **公設学童**： 児童の安全面の考慮と健全育成の観点から

①**通学学区域** または ②**居住地区**のみ

(2) **民設学童**： 登降所は保護者の責任のもと、①・②以外のどこの施設でも申請可能

(登所・降所については、保護者送迎または一人登降所が基本)



目次

概要

4 月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

転入者

障害児枠

入所決定
入所説明会

施設一覧

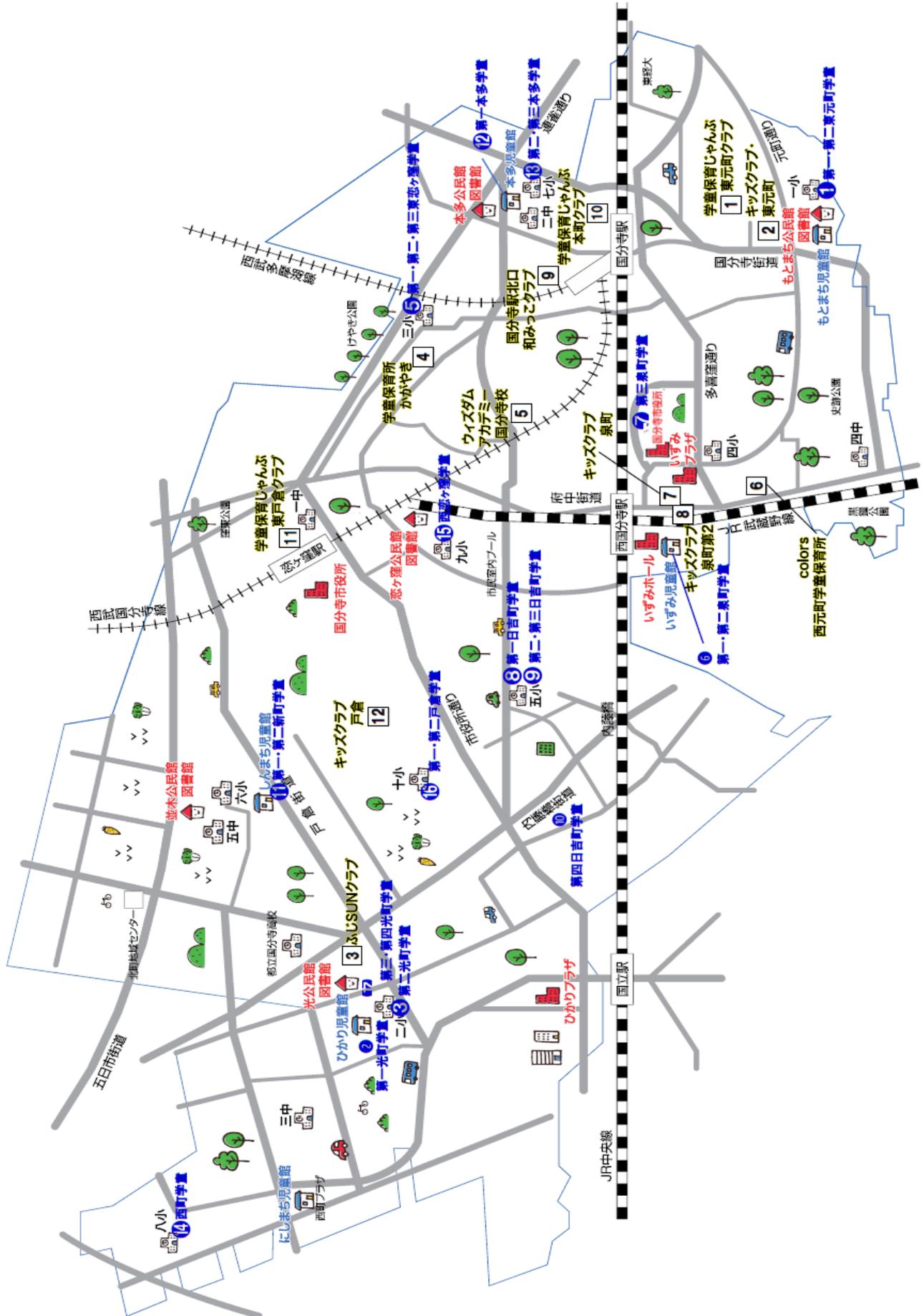
入所後の変更
休所・退所

民設民営

F A Q

ほかの居場所
放課後の居場所

10. 学童保育所マップ





11. 入所後の変更・休所・退所などの手続き方法

【提出方法】

《 様式ダウンロードはこちら 》

電子申請、市役所窓口持参、市役所宛て郵送、在籍学童保育所へ提出 のいずれか

| 手続き | 必要書類 ★：市様式あり | 提出期限 | 電子申請 |
|---|--|--|------|
| 休所 (学童クラブ費免除) ＊ 通年保育：月ごと (1度の申請で最大3か月) ＊ 三季休業保育： 休業期間単位ごと (P.2参照) | ① 学童保育所休所届★ ② 学童クラブ費減免申請書★ | ・通年保育： 利用予定がない月の 前月 20 日 まで ・三季休業保育： 夏休み：6月末まで 冬休み：11月末まで 春休み：2月末まで | |
| 退所 | 学童保育所退所届出書★ | 退所希望日の 前日 まで | |
| 利用形態の変更 (三季⇄通年) ＊申請月の翌月初日から変更 | 学童保育所入所変更申請書★ | 変更を希望する月の 前月 20 日 まで | |
| 入所要件変更 (退職で求職要件へ) ＊在籍3か月のみ | ① 学童保育所入所変更申請書★ ② 申立書★ ③ 求職活動をおこなっていることがわかる書類 | すみやかに ＊提出が遅れますと、場合によっては即時退所となる可能性がありますので、予めご了承ください。 | |
| 入所要件変更 (出産要件へ) ＊在籍5か月のみ | ① 学童保育所入所変更申請書★ ② 申立書★ ③ 母子健康手帳の写し | | |
| 入所要件変更 (そのほか) | ① 学童保育所入所変更申請書★ ② 他必要書類 (勤務証明書、在学証明書など) | | |
| 転職・勤務地・勤務日 勤務時間・曜日の変更 | ① 学童保育所入所申請事項変更届★ ② 勤務証明書 | | |
| 氏名・電話番号・ 住所の変更 | 学童保育所入所申請事項変更届★ | | |
| 世帯員の変更 (結婚など) | ① 学童保育所入所変更申請書★ ② 新世帯員の税書類 ③ 新世帯員の入所要件確認に必要な書類 (勤務証明書など) | | |
| 転所 | 学童保育所入所変更申請書★ | | |
| 休所・退所・変更 取下げ | 学童保育所入所変更申請書★ | 退所：退所希望日の 10 日前 まで それ以外：取下げを希望する変更内容の開始月の 前月 20 日 まで | |
| 不足書類 | 申請時点で提出が間に合わなかった書類 | すみやかに ＊提出が遅れますと、場合によっては即時退所となる可能性がありますので、予めご了承ください。 | |

* 保護者の勤務時間の変更等により入所要件を満たさなくなった場合は退所となります。退所の手続きをしてください。

- 目次
- 概要
- 4月入所
- 年度途中入所
- 入所申請書類
- 入所取下げ
- 転入者
- 障害児枠
- 入所説明会
- 施設一覧
- 入所後の変更
- 民設民営
- FAQ
- ほかの居場所

12. 民設民営学童保育所について

民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助を受けて設置運営する学童保育所です。
職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営しています。



《 HP はこちら 》

| | |
|--------|--|
| 学童クラブ費 | 公設学童保育所と同じ金額 （独自のサービスについては別途料金） |
| 独自サービス | 19 時以降の延長保育、送迎、習い事 など 《 P. 18～20 参照 》 |
| 利用対象児童 | 一般枠：小学 1 年生から小学 3 年生まで （一部空きのある施設では小学 4 年生まで） 障害児枠：小学 1 年生から小学 6 年生まで |
| 開所時間 | 登校日：下校時から午後 7 時まで 休校日：午前 8 時から午後 7 時まで *一部の施設では延長保育があります |
| 閉所日 | 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） *一部の施設では異なります |
| 入所要件 | 求職要件以外：公設学童保育所と同様 《 P.7～8 参照 》 求職要件：ひとり親以外でも入所可能 |
| 入所申請方法 | 運営事業者に直接ご申請 ください。入所の選考・決定も運営事業者が行います。 （一部申請書類は公設学童の申請書類の写しで代用可能です。 詳しくは各施設へお問い合わせください。） |

📍 最寄りの学区外からの申請も可能です。登所・降所については、保護者送迎またはひとり登降所が基本です。

（1） 公設学童保育所との併願・取下げについて

民設民営学童と公設学童の併願申請できます。

ただし、公設学童との併用（二重在籍）はできませんので、民設学童への入所が決まった時点で、公設学童の取下げ手続きをしてください。《 P.11 参照 》

（2） 併願申請の流れ（4 月入所の場合）

| 時期 | 公設学童 | 民設学童 |
|------|---|----------------------------|
| 10 月 | 市役所へ申請 | 各民設学童へ直接申請 |
| 11 月 |  審査 | * 申請時期等は別冊「民設民営学童保育所の紹介」参照 |
| 12 月 | | 選考 |
| 1 月 | | 入所決定 |
| 2 月末 | | 入所決定 |

(3) 施設紹介

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

転入者

障害児枠

入所決定
入所説明会

施設一覽

入所後の変更
休所・退所

民設民営

FAQ

ほか放課後の居場所

【1小】学童保育じゃんぷ 東元町クラブ

特定非営利活動法人 子ども支援ホーム 運営

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 東元町 2-11-20 メゾンコスモス 101 (第一小学校から徒歩 10 分) |
| 電話番号 (FAX) | 042-312-0824 (FAX 042-312-0313) |
| 定員/主な対象学区 | 19 名 / 第一小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月 5,000 円・1 日 500 円) ・お弁当 軽食代 (1 食 500 円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) |
| 特色 | ☑ 送迎: 第一小学校の 1 年生の送迎の実施 (約 1 か月間) ☑ 習い事の提供: ダンス・英語・習字・漢字検定 (学習、受験のサポート) ☑ 給食の提供: 三季休業中の昼食提供、通年の夕食提供 ※土曜日を除く |

【1小】キッズクラブ・東元町

特定非営利活動法人三楽 運営

| | |
|-----------|--|
| 所在地 | 東元町 2-13-14 ドミセフィール 2 1 階 (第一小学校から徒歩 10 分) |
| 電話番号 | 042-401-0771 |
| 定員/主な対象学区 | 38 名 / 第一小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月 7,500 円・30 分 500 円)、仕出し昼食代 (500 円または 600 円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) |
| 特色 | ☑ 学びの支援: 宿題や自由勉強の支援、月 1 回の ALT とのふれあい ☑ 給食の提供: 三季休業中、土曜保育は仕出し昼食提供 ☑ 送迎: 第一小学校の 1 年生の送迎実施 (1 学期中を目的に) |

【2小】ふじ SUN クラブ

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 運営

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 富士本 3-1-15 (第二小より徒歩 3 分) |
| 電話番号 (FAX) | 042-505-8712 (FAX 042-505-8713) |
| 定員/主な対象学区 | 45 名 / 第二小学校 |
| その他料金 | 延長保育料 (30 分 1,000 円) 手作りランチ代 (1 食 550 円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午前 7 時 30 分から午後 8 時まで) |
| 特色 | ☑ 季節の遊び: 昔遊びや手芸用品・折り紙などで季節ごとの工作の充実 ☑ おやつ・ランチの提供: 手作りおやつ・三季休業中は手作りランチの提供(土曜日を除く) |

【3小】学童保育所かがやき

社会福祉法人浴光会 運営

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 東恋ヶ窪 2-17-2 (第三小から徒歩 5 分、特別養護老人ホームかがやきに併設) |
| 電話番号 (FAX) | 042-316-8880 (FAX 042-316-8899) |
| 定員/主な対象学区 | 40 名 / 第三小学校 |
| その他料金 | 給食代 (1 食 500 円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後 7 時まで 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで |
| 特色 | ☑ 世代間交流: 併設の特別養護老人ホームとの定期的な交流 ☑ 自然とのふれあい: 敷地内にある《よくこうファーム》での野菜の育成・収穫 ☑ おやつ・給食の提供: 三季休業中は給食提供 (月曜・土曜日を除く) ・手作りおやつ・提供 |

【3小・7小】ウィズダムアカデミー国分寺校

株式会社ウィズダムアカデミー 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 東恋ヶ窪 1-280-4 ザ・パークハウス国分寺四季の森 F 棟内 (第三小から徒歩 10 分・第七小から徒歩 15 分) |
| 電話番号 | 042-203-2447 |
| 定員/主な対象学区 | 45 名 / 第三小学校・第七小学校など |
| その他料金 | 昼食、送迎料金、延長料金 (30 分 700 円) など |
| 開所時間 | 登校日：下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日：午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 送迎サービス：送迎車などで職員が送迎 (送迎範囲は校舎にご確認ください) 📍 宿題サポート：宿題が終了しているかをスタッフが確認 📍 習い事の提供：英会話・珠算・習字・アートなど |

【4小】colors 西元町学童保育所

株式会社アンジェリカ 運営

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 西元町 2-13-17 ヴェルレッジ国分寺 1 階 (第四小学校から徒歩 5 分) |
| 電話番号 (FAX) | 042-349-6434 (FAX 042-349-6436) |
| 定員/主な対象学区 | 45 名 / 第四小学校 |
| 開所時間 | 登校日：下校時から午後 7 時まで 休校日：午前 8 時から午後 7 時まで |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 施設：学校から近く、ボルダリングが設置してある専用の遊戯室がある 📍 保護者との情報共有：学童の様子を定期的にブログ配信 📍 配食の提供：三季休業中は配食サービスによる給食提供 |

【4小】キッズクラブ泉町

特定非営利活動法人三楽 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 泉町 2-9-3 ハートフル西晴 1F (第四小学校から徒歩 10 分) |
| 電話番号 | 042-329-1160 |
| 定員/主な対象学区 | 22 名 / 第四小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円)、仕出し昼食代 (500 円または 600 円) |
| 開所時間 | 登校日：下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日：午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 学びの支援：宿題や自由勉強の支援、月 1 回の ALT とのふれあい 📍 送迎：第四小学校の 1 年生の送迎実施 (1 学期中を目的に) 📍 給食の提供：三季休業中、土曜保育は仕出し昼食提供 |

【4小】キッズクラブ泉町第 2

特定非営利活動法人三楽 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 泉町 3-33-2 西晴ビル 1-北号室 (第四小学校から徒歩 10 分) |
| 電話番号 | 042-312-2699 |
| 定員/主な対象学区 | 32 名 / 第四小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円)、仕出し昼食代 (500 円または 600 円) |
| 開所時間 | 登校日：下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日：午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 学びの支援：宿題や自由勉強の支援、月 1 回の ALT とのふれあい 📍 送迎：第四小学校の 1 年生の送迎実施 (1 学期中を目的に) 📍 給食の提供：三季休業中、土曜保育は仕出し昼食提供 |

【7小】国分寺駅北口和みっこクラブ

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 本町 3-7-29 タタミノイE 1階 (第七小学校から徒歩 10分) |
| 電話番号・FAX | 042-312-2075 |
| 定員/主な対象学区 | 45名 / 第七小学校 |
| その他料金 | 延長保育料 (30分 1,000円)、三季休業中のお弁当 (450円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後7時まで (延長時間は要相談) 休校日: 午前8時から午後7時まで (延長時間は要相談) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 野菜収穫体験: 野菜について農家さんより学ぶほか、三季休業中の野菜収穫体験の実施 📍 地域交流: 収穫した野菜を地域の方々にお渡しするなど交流を大事にしている 📍 おやつ・給食の提供: 三季休業中は、提携事業者から手配したお弁当を提供 |

【7小】学童保育じゃんぷ 本町クラブ

特定非営利活動法人子ども支援ホーム 運営

| | |
|-----------|--|
| 所在地 | 本町 2-8-6 大澤ビル 2階 (第七小学校から徒歩 10分) |
| 電話番号 | 042-349-6306 |
| 定員/主な対象学区 | 30名 / 第七小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月 5,000円・1日 500円)・お弁当 軽食代 (1食 500円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後7時まで (延長午後8時まで) 休校日: 午前7時30分から午後7時まで (延長午後8時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 送迎: 第七小学校の1年生の送迎の実施 (約1ヶ月) 📍 習い事の提供: ダンス・英語・習字・漢字検定 (学習、受験のサポート) 📍 給食の提供: 三季休業中の昼食提供、通年の夕食提供 ※土曜日を除く |

【6小・9小】学童保育じゃんぷ 東戸倉クラブ

特定非営利活動法人子ども支援ホーム 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 東戸倉 2-10-20 ヒルズガーデン恋ヶ窪 A (第六小学校から徒歩 30分、第九小学校から徒歩 15分) |
| 電話番号 | 042-312-0680 |
| 定員/主な対象学区 | 40名 / 第六小学校・第九小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月 5,000円・1日 500円)・お弁当 軽食代 (1食 500円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後7時まで (延長午後8時まで) 休校日: 午前7時30分から午後7時まで (延長午後8時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 送迎: 第六・第九小学校の1年生の送迎の実施 (約1ヶ月) 📍 習い事の提供: ダンス・英語・習字・漢字検定 (学習、受験のサポート) 📍 給食の提供: 三季休業中の昼食提供、通年の夕食提供 ※土曜日を除く |

【10小】キッズクラブ戸倉

特定非営利活動法人三楽 運営

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 戸倉 4-7-45 (第十小学校から徒歩 10分) |
| 電話番号 | 042-313-9778 |
| 定員/主な対象学区 | 40名 / 第十小学校 |
| その他料金 | 延長料金 (月額 7,500円・30分 500円)、仕出し昼食代 (500円または 600円) |
| 開所時間 | 登校日: 下校時から午後7時まで (延長午後8時まで) 休校日: 午前8時から午後7時まで (延長午後8時まで) |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> 📍 学びの支援: 宿題や自由勉強の支援、月1回のALTとのふれあい 📍 送迎: 第十小学校の1年生の送迎実施 (1学期中を目途に) 📍 給食の提供: 三季休業中、土曜保育は仕出し昼食提供 |

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

転入者

障害児枠

入所決定
入所説明会

施設一覽

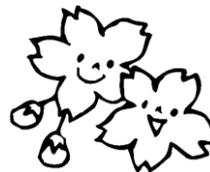
入所後の変更
休所・退所

民設民営

F A Q

ほかの放課後の居場所

13. 新入所児童の保護者の方にお伝えしたいこと



(1) 入所にあたりお願いしたいこと

● 入所説明会について

- ・ 4月1日入所の方：令和8年3月1日（日）10：00～12：00 開催です。必ずご参加ください。参加が難しい場合は、事前に入所予定の学童へご連絡ください。
- ・ 5月1日以降の入所の方：入所前に学童から日程調整のご連絡をいたします。

● 学童の登所・降所について

- ・ 学校の登下校と同様に、学童へは一人で登所・降所します。
ただし、降所については、保護者の方のお迎え・集団降所・一人降所とお選びいただけます。
入所日前までにお子さんと経路・交通ルール・危険な場所などを確認し、一人登降所の練習をしておいてください。
- ・ お子さんの出欠席予定およびお子さんが登降所した時刻の通知については、アプリ「入退室管理システム 安心でんしよばと」でおこなっています。ご家庭でも学童の出欠席について、毎朝お子さんをご確認ください。
※アプリについては入所説明会にてご説明いたします。

● 学童保育所への連絡について

- ・ 欠席連絡等は、なるべく前日までにアプリへ入力または電話でお願いします。（留守番電話もご利用ください。）
当日の連絡は、下校時刻までに電話でご連絡ください。
※欠席や降所方法などの連絡は、お子さんではなく必ず保護者の方からご連絡ください。

● 持ち物の管理・提出物について

- ・ 持ち物すべてに記名をお願いします。持ち主がわからない忘れ物が多くあります。
- ・ 毎月1日におたよりをアプリ「安心でんしよばと」で配信します。
お子さんと一緒に目を通していただき、行事や持ち物についてご確認ください。
- ・ 私物のおもちゃ類、電子機器は持込みを禁止しています。
- ・ 携帯電話の所持については各学校の対応に準じます。保育中の携帯電話の使用は禁止しています。

● 学童保育所での事故や怪我の対応について

- ・ 日常の事故予防や発生時の対応は、マニュアルに基づいておこなっております。万が一の発生時は速やかに、保護者の方への連絡、医療機関への連絡、搬送など適切な対応をしています。
ご家庭でも危険防止について日頃からお子さんと話し合ってください。

● 学童保育所における緊急時対応について

- ・ 学童と児童館では、日頃から緊急時に備え、「施設防災計画書」に基づき訓練をしています。
- ・ 発災時は、web171（災害用伝言板）にて状況をお伝えします。使い方は入所説明会等でご説明いたします。

| |
|--------|
| 目次 |
| 概要 |
| 4月入所 |
| 年度途中入所 |
| 入所申請書類 |
| 入所取下げ |
| 転入者 |
| 障害児枠 |
| 入所決定 |
| 施設一覧 |
| 入所後の変更 |
| 民設民営 |
| FAQ |
| ほかの居場所 |

(2) 生活の中で、お願いしたいこと

- ・ 学童では、学校での緊張を解きほぐし、思い切り遊んで心と体をゆるめる場となるよう努めておりますが、4月中は特に疲れやすいので、ご家庭でも、睡眠・休息を十分にとるようお願いします。
- ・ 学童は異年齢集団の場であり、児童館併設の場合はなおのこと、いろいろな人との関わりや、トラブルなどもあります。そのような時はよく話し合い、問題解決のサポートとなるような対応を心がけています。ご家庭にもご協力いただくこともありますが、多様な経験を通してお子さんが成長していく場として、長い目でとらえていただけたらと思います。

(3) 学童保育所での生活について

施設の状況により多少の違いはありますが、おおむね次のとおりです。
また、行事や所外保育の時は、別日程になります。



●平常保育（学校がある日）

| 時間 | 項目 | 内容 |
|-------|-------------------|--------------------------------------|
| 下校時 | 開所・保育開始 | 《 宿題について 》 |
| | 自由時間 | 宿題に取り組むように声かけはしますが、強制はできません。 |
| 15:00 | おやつ | また、学習指導はできません。 |
| | 自由時間 | |
| 16:45 | 降所準備・帰りの会 | 《 降所について 》 |
| 17:00 | 集団降所 | 事前に確認した降所時刻に基づき、お子さんを降所させます。 |
| 19:00 | 最終降所・閉所 (保育終了) | 17:00（冬季16:30）には、同じ方面へ帰る児童が集団で降所します。 |

●一日保育（学校の春・夏・冬休み、振替休業日、土曜日）

| 時間 | 項目 | 内容 |
|-------|-------------------------|--|
| 8:00 | 開所 | 《 登所について 》 9:30までに登所をお願いしています。 |
| 9:30 | 朝の会 | 8:00から開所していますが、利用時間は勤務などの入所要件を満たす時間のみです。 |
| | 学習 | 《 学習について 》 |
| | 自由時間 | 各自が家庭で相談して用意した課題を学習します。 |
| 12:00 | 昼食 | 《 昼食について 》 |
| 13:00 | | 持参したお弁当等を食べます。 |
| ～ | 休息 | 《 休息について 》 |
| | 自由時間 | 食後に身体を休めるため、静かに過ごします。 |
| 15:00 | おやつ | ※施設によって過ごし方は異なります。 |
| | ※15:00のおやつ以降は平常保育に準じます。 | ※児童館などでの所外保育をおこなう日もあります。 |

☞ 学童保育所での生活以外の心配事についても、いつでもご遠慮なくご相談ください。

14. よくある質問

■ 入所申請などについて

Q 1 希望すれば学童保育所に入れますか？定員はありますか？

- A 定員はありますが、入所要件《 P.7～8 参照 》を満たしていれば、入所可能です。
申請状況により第 1 希望以外の学童への入所を検討していただく場合もありますので、予めご了承ください。

Q 2 各学童保育所の在籍状況はどのように確認できますか？

- A 国分寺市 HP に直近の年度の 4 月 1 日時点の在籍状況を掲載しています。
入所要件を満たしていれば申請児童全員が入所していることから、定員を大幅に超えた在籍となっています。
定員内程度で受入れをおこなっている民設学童への入所もご検討ください。《 P.17 参照 》

Q 3 同じ施設内・敷地内に複数の施設がある学童保育所の入所および保育について教えてください。

- A 【入所】 申請受付期間後に、申請状況に応じて市で振り分けを行います。
【保育】 同じ施設内に複数の学童がある場合は、基本的に合同保育となります。
同じ敷地内に複数の学童がある場合は、交流しながら保育を行います。

Q 4 民設学童保育所は複数施設を申請してもよいのですか？

- A 複数の施設を申請できます。
しかし、複数の施設に在籍することはできませんので、入所する施設が決まった際は、入所日より前に必ず、入所しないすべての施設について取下げの手続きをしてください。

Q 5 私立・都立・国立の小学校に通っていても利用できますか？

- A 学校教育法第 1 条に規定する学校に通う場合はご利用できます。
原則、①居住地区または②通学学区域の学童への入所となりますが、通われる小学校の通学路等により①・②以外の学童への入所を希望される場合は、子ども子育て支援課へご相談ください。
その場合は、学童の行き帰りの安全面等について、ご家庭でお子様とよくお話しください。

Q 6 現在、4月から仕事を始めるために求職中です。申請することはできますか？

- A ひとり親家庭の方のみ申請できます。
ひとり親家庭以外の方は、就労先が決まった時点でご申請ください。
申請時点で入所可能な入所日のご案内となります。
なお、民設民営学童では、すべての方が求職要件での入所申請ができます。

Q 7 現在、勤務時間が午後 2 時までですが、4月からは同じ職場で午後 4 時まで仕事をする予定です。新年度 4 月新規入所受付期間中に申請することはできますか？

- A 申請できます。
【申請】 ①現在の就労状況（午後 2 時）が記載された勤務証明書(勤務先が記入)と
② 4 月以降の就労状況（午後 4 時）が記載された申立書(自身で記入)をご提出ください。
【4 月以降】 変更後の就労状況（午後 4 時）が記載された勤務証明書(勤務先が記入)をご提出ください。

Q 8 夜勤の場合も申請できますか？

- A 下記の場合は利用できます。
【通年保育】 勤務終了時間 + 通勤時間 + 8 時間(休憩時間) → 15 : 00 (2 年生以上 16 : 00) にかかる
【三季休業保育】 勤務終了時間 + 通勤時間 + 8 時間 (休憩時間) → 12 : 00 にかかる

Q9 申請期限までに提出が間に合わない書類がある場合、どうすればよいですか？

A 申請時には、用意できる書類と申立書（「7.不足書類について」記入）を併せてご提出ください。
不足書類は提出期限《 P.9 参照 》までにご提出ください。

■入所後の手続などについて

Q10 市内転居をしましたが、小学校・学童保育所ともに変わりません。手続きは必要でしょうか。

Q11 父や母の勤務地・就労時間・勤務曜日などの変更がありました。どのような手続きが必要ですか？

A 必要です。P.16 をご確認ください。

Q12 学童保育所に在籍しておりますが、現在の就労先を退職して求職活動をするようになりました。退所しなければいけないのでしょうか？

A 「求職要件」へ入所要件変更申請をした場合は、退職日の翌月から最大 3 か月利用を継続できます。
3 か月の間に就労が決まり、入所承認期間中に「就労要件」への入所要件変更申請をした場合は、
3 か月を超えても利用を継続できます。《 P.16 参照 》

■利用について

Q13 新年度はいつから登所できますか？

A 4月1日（4月1日が休所日の場合は翌開所日）より登所できます。
ならし保育期間はありません。

Q14 どの曜日でも・どの時間帯でも利用してもよいですか？

A 【曜日】 保護者の就労等がお休みの日は、家庭保育が可能であるとし、学童は利用できません。
勤務証明書等の勤務等日数と利用日数が大きく違う場合は、状況を確認する場合があります。
【時間帯】 保護者が就労等をしている時間帯および通勤時間までの利用となります。

Q15 土曜日の利用はできますか？

A 土曜日に保護者の就労等がある場合は、利用ができます。詳しくは、入所説明会でお伝えします。

Q16 学童保育所に登所してから、塾・習い事などに通って、再び学童保育所に戻ることはできますか？

A 学童へ登所後の一時外出（中抜け）は認めていません。
学童 → 塾・習い事・通院など → 学童 ×できません
学校 → 塾・習い事・通院など → 学童 ×できません
（民設民営学童については、各施設へお問い合わせください。）

Q17 短縮授業や学校行事などで早く下校する時にはどのようになりますか？

A 下校する時刻に合わせて保育をしています。

■その他

Q18 学童保育所の見学はできますか？

A 見学できます。見学希望学童へ直接ご連絡ください。
個人情報保護の観点から、施設によって見学できる範囲が異なり、一日の見学人数には限りがあります。

Q19 学童保育所とランドセル来館は併用できますか？

A 学童の三季休業保育利用者のみ、ランドセル来館を併用できます。（通年保育利用者は併用不可）
学校の長期休業期間中はランドセル来館の利用はできませんので、予めご注意ください。

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

育休者転入者

障害児枠

入所決定入所説明会

施設一覧

入所後の変更
休所・退所

民設民営

FAQ

ほか放課後の居場所

☆ 放課後の居場所について

① ランドセル来館（児童館）



利用日・利用時間

学校登校日かつ児童館開館日（土曜日を除く）の放課後から午後 6 時まで

※ 三季休業期間中など、学校がない日は利用できません。

対象者

保護者が学童保育所の入所要件（※ 1）を満たしている市内在住の小学 1 年生から 4 年生まで

※ 1 ただし、就労要件は三季休業保育の要件を満たしていれば利用できます。《 P.7～8 参照 》

☞ 学童の三季休業保育利用者は併用できます。（通年保育利用者は併用不可です）

利用料 **無料**

受付期間・受付時間 午前 10 時～午後 6 時まで（休館日・日曜・祝日を除く）

| 利用開始月 | 学年 | 受付開始 | 受付終了 |
|-----------------|----------|-------------------------------------|-------------------|
| 令和 8 年 4 月から利用 | 小 1～3 まで | 令和 7 年 10 月 1 日から | 令和 8 年 3 月 16 日まで |
| | 小 4 | 令和 8 年 1 月 8 日から | |
| 令和 8 年 5 月以降の利用 | 全員 | 利用希望月の前月 15 日まで （児童館休館日の場合はその翌日） | |

※ 登録は先着順で、定員に達している場合はキャンセル待ちとなります。

利用の流れ

- ① 利用登録 : 利用したい児童館に保護者の方が直接お越しください。
- ② 利用前日 : 利用日を児童館へお教えてください。
- ③ 利用当日 : 学校帰りにランドセルを背負ったまま、児童館へ来館してください。
事前に教えていただいた時間に児童館から帰ります。



《 HP はこちら 》

注意事項

- ☞ 学童保育所のように児童の育成支援は行わず、全体の見守りのみで、おやつ提供はありません。
また、介助支援等をおこなう職員の加配はありません。

<実施施設>

| 主な学区 | 施設名 | 定員 | 場所 | 問合せ先(042) |
|------|-------------------------|------|------------|-----------|
| 一小 | もとまち児童館 | 25 名 | 東元町 2-5-19 | 359-1488 |
| 二小 | ひかり児童館（第一光町学童と同じ施設） | 15 名 | 光町 3-13-19 | 576-2581 |
| 四小 | いずみ児童館（第一・第二泉町学童と同じ施設） | 25 名 | 泉町 3-29-14 | 322-8849 |
| 六小 | しんまち児童館（第一・第二新町学童と同じ施設） | 25 名 | 新町 1-7-2 | 324-7489 |
| 七小 | 本多児童館（第一本多学童と同じ施設） | 15 名 | 本多 1-7-1 | 322-1140 |
| 八小 | にしまち児童館 | 25 名 | 西町 3-22-1 | 575-8188 |



《 HPはこちら 》

② 児童館

| | | | | |
|------|---|---------|------------|-----------|
| 事業内容 | 児童館では、子どもたちの遊びの拠点として、自由な遊び場を提供するとともに、さまざまな行事や活動を通して子どもの遊びや体験の支援、子育て支援をおこなっています。 | | | |
| 対象年齢 | 0歳～18歳未満 | | | |
| 開館時間 | 午前10時～午後7時（小学生は午後6時までの利用） | | | |
| 休館日 | 日曜日・第4月曜日の午前10時～午後1時・国民の祝日 年未年始（12月28日から1月3日まで） | | | |
| 費用 | 無料 | | | |
| 施設概要 | 主な学区 | 施設名 | 場所 | 問合せ先(042) |
| | 一小 | もとまち児童館 | 東元町 2-5-19 | 359-1488 |
| | 二小 | ひかり児童館 | 光町 3-13-19 | 576-2581 |
| | 四小 | いずみ児童館 | 泉町 3-29-14 | 322-8849 |
| | 六小 | しんまち児童館 | 新町 1-7-2 | 324-7489 |
| | 七小 | 本多児童館 | 本多 1-7-1 | 322-1140 |
| | 八小 | にしまち児童館 | 西町 3-22-1 | 575-8188 |



③ 放課後子どもプラン（小学校内）

《 HPはこちら 》

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子どもたちの安全で健やかな居場所をつくるため、学校や地域の方と協力して、校庭で自由に遊べる「遊びの場」、特別教室等で学習をおこなう「学びの場」、様々な体験を行い地域の方と交流する「体験・交流の場」を各小学校で実施します。 |
| 対象者 | 国分寺市内在住の小学生 |
| 実施日 | 原則として月曜日から金曜日まで ※学校により異なります。 |
| 時間 | 下校時から午後5時30分まで ※時間は季節や状況により異なります。 |
| 申込方法 | 国分寺市放課後子どもプラン参加申請フォームより電子申請 （上記二次元コードまたは、市ホームページ「くらしの情報」→「子育て・若者支援」→「子どもの居場所」→「国分寺市放課後子どもプラン」からご申請ください。） |
| 費用 | 原則無料 ※ただし、イベントによっては費用を徴収する場合があります。 |
| 問合せ先(042) | 312-8654（国分寺市 教育部 社会教育課 社会教育担当） |

目次

概要

4月入所

年度途中入所

入所申請書類

入所取下げ

育休者転入者

障害児枠

入所決定入所説明会

施設一覧

入所後の変更
休所・退所

民設民営

FAQ

ほかの居場所
放課後の居場所



《 HPはこちら 》

④ 市プレイステーション（冒険遊び場）

| | |
|---------------|---|
| 事業内容 | 子どもたちが生き生きと安全に遊べるように、プレイリーダーとよばれる大人が見守っています。遊具は全て手作りで、自然と触れ合いながら自由に遊ぶことができます。 |
| 対象年齢 | 0歳～18歳未満 |
| 休館日 | 月曜日・第1・第3・第5日曜日・国民の祝日、年末年始（12月28日から1月4日まで） |
| 時間 | 午前10時～午後6時（火曜日～金曜日） 午前10時～午後5時（土曜日/第2・第4日曜日） |
| 場所 | 東戸倉 2-28-4 |
| 問合せ先 (042) | 323-8550 |
| 費用 | 一部有料（施設内駄菓子屋「だがブレ」は一部有料です。） |



《 HPはこちら 》

⑤ こくぶんじ青空ひろば事業（公園内）

| | | | | |
|---------------|--|----------------|------|---|
| 事業内容 | 市内公園で放課後の遊び場・居場所となるように活動しています。 | | | |
| 対象年齢 | 午前中は主に乳幼児親子、午後は主に小学生 | | | |
| 休業日 | 春夏冬休み、国民の祝日、季節や天候により活動が困難であると決定した日は中止 | | | |
| 費用 | 無料 | | | |
| 施設概要 | 事業名 | 場所 | 実施曜日 | 時間 |
| | 本多わかば公園 | 本多 5-20-9 | 火 | 午前10時～午前12時 |
| | 北町公園 | 北町 5-24-6 | 火 | サマータイム（6～9月）は午前9時30分～午前11時30分 ※夏休みはお休み |
| | こばと公園 | 日吉町 2-8-14 | 金 | |
| | 光町もみじ公園 | 光町 1-15-4 | 金 | |
| | けやき公園 | 小平市上水本町 6-22-2 | 水 | 午前10時～午前12時 |
| | 日吉町なかよし公園 | 日吉町 3-10-3 | 水 | 午後1時30分～午後5時 |
| | 窪東公園 | 東戸倉 2-19-1 | 水 | サマータイム（6～9月）は 午前9時30分～午前11時30分 午後2時30分～午後5時 ※夏休みはお休み |
| | 西恋ヶ窪若松公園 | 西恋ヶ窪 1-31-12 | 水 | |
| 並木町公園 | 並木町 3-2-10 | 水 | | |
| 元町公園 | 東元町 1-34-3 | 水 | | |
| 問合せ先 (042) | 322-8849（国分寺市 子ども子育て支援課 いずみ児童館） 202-0017（運営：認定NPO法人冒険遊び場の会） | | | |

病児・病後児保育の登録について

★病児・病後児保育を利用する場合は事前に登録が必要です★

病児・病後児保育事業とは、病気の回復期に至っておらず病気の急変がないお子様や、病気の回復期にあるお子様が、集団保育の困難な時期に保護者の子育てと仕事の両立を支援できるよう専用の保育室でお預かりするものです。

利用を希望する場合には、事前に市への登録が必要です（登録は年度ごとになります。）。詳しくは『国分寺市病児・病後児保育のご案内』をご覧ください。

1 対象児童

国分寺市内の学童保育施設に通っている小学校3年生までの児童

2 登録申請書等配布場所 登録申請は電子申請も可能です

市内学童保育所・保育幼稚園課

※国分寺市のホームページからもダウンロードできます。

電子申請はこちらから



3 利用方法

- ①登録申請書を保育幼稚園課窓口へ提出または郵送してください。登録後、市から登録カードが届きます。
- ②事前にかかりつけ医等を受診し、所定の医師連絡票を書いてもらってください。
- ③利用前日までに施設に予約をし、各施設の利用方法で利用してください。

※土曜日は予約の受付は行っておりません。
※キャンセルの場合は早急に施設にご連絡をお願いします。（キャンセルの連絡のみ土曜日でも受付可）

| 施設 | 国分寺病院ひまわり保育室 |
|---------|--|
| | 住所：国分寺市東恋ヶ窪4-2-24 Tel：070-5565-5419 |
| 定員 | 6名（うち病児は3名まで） |
| 利用可能日 | 月曜日から金曜日 ※土曜日・休日・年末年始除く |
| 保育時間と料金 | 午前8時00分～午後5時30分 / 1,500円 |
| 延長時間と料金 | 午後5時30分～午後6時30分 / 500円 |

【お問合せ・申請書送付先】
国分寺市子ども家庭部
保育幼稚園課入園相談係
〒185-8501
国分寺市泉町2-2-18
042-312-8648（直通）

◆ 東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室「くるみ」 ◆

令和3年12月から都立小児総合医療センター内に国分寺市・国立市・府中市に住むお子さんが利用できる病児・病後児保育室が開設されました。国分寺市内の病児・病後児保育とは別に施設での事前登録が必要となりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

1 対象児童

国分寺市・国立市・府中市に在住の生後5か月から小学校6年生までのお子さん

2 実施施設・問い合わせ

東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室『くるみ』

府中市武蔵台2-8-29 多摩メディカルキャンパス保育棟2階
Tel：042-312-8148

